

現行条例との比較

構成要素	池之上青少年会館条例（該当する条文の内容）	世田谷区青年の家条例（該当する条文の内容）	世田谷区立青少年交流センター条例（案）	変更した点等																																										
目的及び設置	主として青少年の社会教育活動を促進し、青少年の健全な育成を図るとともに、区民の教養と情操を高め、もって文化の振興に寄与するため、世田谷区立池之上青少年会館（以下「会館」という。）を、東京都世田谷区代沢二丁目37番18号に設置する。	団体生活を通じて、区内の青少年の心身の健全な向上を図るため、世田谷区青年の家（以下「青年の家」という。）を、つぎのとおり設置する。 名称 世田谷区青年の家 位置 東京都世田谷区野毛二丁目15番19号	（目的及び設置） 第1条 青少年（おおむね30歳以下の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るとともに、青少年の社会的自立を総合的に支援し、活力ある地域社会を実現することを目的として、世田谷区立青少年交流センター（以下「センター」という。）を設置する。																																											
名称及び位置	（上記に含む）	（上記に含む）	（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 別表第1（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館</td> <td>東京都世田谷区代沢二丁目37番18号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立野毛青少年交流センター</td> <td>東京都世田谷区野毛二丁目15番19号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館	東京都世田谷区代沢二丁目37番18号	世田谷区立野毛青少年交流センター	東京都世田谷区野毛二丁目15番19号	名称を変更 池之上については、「青少年会館」を残し、「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」とする。																																				
名称	位置																																													
世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館	東京都世田谷区代沢二丁目37番18号																																													
世田谷区立野毛青少年交流センター	東京都世田谷区野毛二丁目15番19号																																													
施設	会館には、学習室、音楽室、和室、読書室、印刷室、談話室及びロビーを設ける。	（世田谷区青年の家施設利用に関する要綱）	（施設） 第3条 センターの施設（以下「施設」という。）は、別表第2のとおりとする。 別表第2（第3条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館</td> <td>学習室（交流室） 学習室（交流室） 音楽室 和室 読書室</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立野毛青少年交流センター</td> <td>ホール 和室 和室 交流室 会議室 会議室 食堂・厨房 屋外施設 寝室 寝室 読書室 創作活動室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館	学習室（交流室） 学習室（交流室） 音楽室 和室 読書室	世田谷区立野毛青少年交流センター	ホール 和室 和室 交流室 会議室 会議室 食堂・厨房 屋外施設 寝室 寝室 読書室 創作活動室	・池之上印刷室、談話室およびロビーを削除 施設名称、学習室を学習室（交流室）に変更 ・野毛野毛図書室の会議室、読書室、創作活動室（旧視聴覚室）を追加																																				
名称	施設																																													
世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館	学習室（交流室） 学習室（交流室） 音楽室 和室 読書室																																													
世田谷区立野毛青少年交流センター	ホール 和室 和室 交流室 会議室 会議室 食堂・厨房 屋外施設 寝室 寝室 読書室 創作活動室																																													
休館日	（施行規則）	（施行規則）	（休館日） 第4条 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館（以下「池之上センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。 （1）毎月（8月を除く。）の第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日 （2）1月1日から同月3日まで （3）12月29日から同月31日まで 2 世田谷区立野毛青少年交流センター（以下「野毛センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。 （1）月曜日。ただし、休日及び7月1日から8月31日までの間の月曜日を除く。 （2）1月1日から同月3日まで （3）12月29日から同月31日まで 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。	趣旨変更なし																																										
開館時間	（施行規則）	（世田谷区青年の家施設利用に関する要綱）	（開館時間） 第5条 池之上センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。 2 野毛センターの開館時間は、宿泊して使用する場合を除き、午前9時から午後9時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。	趣旨変更なし																																										
事業	会館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）施設の Usage に関すること。 （2）青少年及び成人に関する講座、研修等の実施に関すること。 （3）青少年団体に対する助言及び指導に関すること。 （4）前3号のほか、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めること。	青年の家は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。 （1）施設の Usage に関すること （2）青少年の余暇活動に関すること （3）青少年の団体活動に関すること （4）青少年の教養および文化活動に関すること （5）青少年指導者の研修に関すること （6）前各号のほか、目的を達成するために必要な事業	（事業） 第6条 センターは、施設を青少年等の Usage に供するほか、次に掲げる事項に関する事業を行う。 （1）青少年同士の交流及び青少年と異なる世代との交流の促進 （2）青少年の自立支援 （3）青少年向けの講演会、講座、研修等の実施 （4）青少年に関わる各種団体、施設等との連携 （5）青少年に関する情報の収集及び提供並びに青少年に係る相談 （6）青少年に関する調査及び研究 （7）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項	これまでの趣旨を包含する事業内容を交流センターとして新たに規定																																										
使用時間等	（施行規則）	（世田谷区青年の家施設利用に関する要綱） （世田谷区立野毛図書室施設利用要綱）	（使用時間等） 第7条 別表第3の左欄に掲げる施設は、同表の右欄に掲げる使用時間の区分に応じ、使用することができるものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該使用時間を延長することができる。 2 前項の区分における使用時間は、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。 3 野毛センターは、その休館日の翌日の午前9時から次の休館日の前日の午後9時までの間に2日間又は3日間にわたり1回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、2日間若しくは3日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。 4 前項の規定にかかわらず、野毛センターは、7月21日から8月31日までの間にあっては、午前9時から翌日の午後9時までの2日間にわたり1回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、午前9時から翌日午後9時までの2日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。 別表第3（第7条関係） 1 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室（交流室）、学習室（交流室）及び和室</td> <td>午前9時から午後零時50分まで</td> <td>午後1時から午後5時50分まで</td> <td>午後6時から午後9時50分まで</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>午前9時から午後零時50分まで</td> <td>午後1時から午後3時50分まで</td> <td>午後4時から午後9時50分まで</td> </tr> <tr> <td>読書室</td> <td colspan="3">午前9時から午後9時50分まで</td> </tr> </tbody> </table> 2 世田谷区立野毛青少年交流センター <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール、和室、和室、交流室、会議室、会議室、食堂・厨房及び創作活動室</td> <td>午前9時から午後零時50分まで</td> <td>午後1時から午後4時50分まで</td> <td>午後5時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>屋外施設</td> <td>午前9時から午後零時50分まで</td> <td colspan="2">午後1時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>読書室</td> <td colspan="3">午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>寝室及び寝室</td> <td colspan="3">午後5時から翌日午前9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用時間			午前	午後	夜間	学習室（交流室）、学習室（交流室）及び和室	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後5時50分まで	午後6時から午後9時50分まで	音楽室	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後3時50分まで	午後4時から午後9時50分まで	読書室	午前9時から午後9時50分まで			施設名	使用時間			午前	午後	夜間	ホール、和室、和室、交流室、会議室、会議室、食堂・厨房及び創作活動室	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後9時まで	屋外施設	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後5時まで		読書室	午前9時から午後9時まで			寝室及び寝室	午後5時から翌日午前9時まで			使用時間の区分規定が野毛にないため、図書室及び空き時間要綱の規定を準用。 現行図書室施設の会議室・創作活動室（旧視聴覚室）について青少年の夜間利用を認め、屋外施設の午前午後の2区分を新設。 池之上は趣旨変更なし。
施設名	使用時間																																													
	午前	午後	夜間																																											
学習室（交流室）、学習室（交流室）及び和室	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後5時50分まで	午後6時から午後9時50分まで																																											
音楽室	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後3時50分まで	午後4時から午後9時50分まで																																											
読書室	午前9時から午後9時50分まで																																													
施設名	使用時間																																													
	午前	午後	夜間																																											
ホール、和室、和室、交流室、会議室、会議室、食堂・厨房及び創作活動室	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後9時まで																																											
屋外施設	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後5時まで																																												
読書室	午前9時から午後9時まで																																													
寝室及び寝室	午後5時から翌日午前9時まで																																													
利用することができる者	（規定なし）	（世田谷区青年の家施設利用に関する要綱）	（使用することができる者） 第8条 青少年は、池之上センターの読書室及び野毛センターの読書室を使用することができる。 2 青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体であって、構成員の総数が5人以上のもの（以下「青少年団体」という。）は、池之上センターの読書室及び野毛センターの読書室以外の施設を使用することができる。 3 青少年団体は、野毛センターに宿泊してその施設（読書室を含む。次項において同じ。）を使用することができる。 4 前項の規定にかかわらず、青少年団体のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める場合に限り、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。 （1）構成員の過半数が中学生以下の者であるもの 当該中学生以下の者の保護者全員の同意を得、かつ、相当数の保護者又は成年者である指導員が同行する場合 （2）構成員の過半数が高校生又はこれに準ずる者であるもの 当該高校生又はこれに準ずる者の保護者全員の同意を得ている場合 5 区、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「公共的団体等」という。）は、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために池之上センターの読書室及び野毛センターの読書室以外の施設を使用することができる。	趣旨変更なし																																										

構成要素	池之上青少年会館条例（該当する条文の内容）	世田谷区青年の家条例（該当する条文の内容）	世田谷区立青少年交流センター条例（案）	変更した点等																																																																																						
登録	（規定なし）	（規定なし）	（登録） 第9条 池之上センターの読書室を使用しようとする青少年及び野毛センターに入館しようとする青少年は、あらかじめ規則で定めるところにより登録を受けなければならない。	現行、登録の規定なし。池之上は読書室使用に関して、野毛は主に読書室、ロビーを利用する青少年に登録証を発行しているため条文を追加。																																																																																						
使用の手続	学習室、音楽室、和室及び読書室（以下「学習室等」という。）を使用しようとする者は、世田谷区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）の定めるところにより、あらかじめ委員会に申請し、その承認を受けなければならない。 2 委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の承認をしない。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 管理上支障があるとき。	青年の家を使用しようとする者は、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、善良な管理者の注意をもって青年の家を使用し、その他委員会の指示に従わなければならない。 つぎの各号の一に該当するときは、委員会は使用を承認しない。 (1) 営利を目的とするとき (2) 秩序をみだすおそれがあるとき (3) 管理上支障があると認めるとき (4) 前各号のほか、委員会が不適当と認めるとき	（使用の手続） 第10条 池之上センターの読書室を使用しようとする青少年並びに施設を使用しようとする青少年団体及び公共的団体等は、規則で定めるところにより区長に申請をし、使用の承認を受けなければならない。 2 区長は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。 3 区長は、第1項の申請をした者がこれまでの使用について次のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。	趣旨変更なし																																																																																						
使用の条件	委員会は、学習室等の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。	（規定なし）	（使用の条件） 第11条 区長は、使用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができる。	野毛に規定なし 池之上は趣旨変更なし																																																																																						
承認の取消し等	委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく委員会規則の規定に違反したとき。 (3) 管理上支障があるとき。	つぎの各号の一に該当するときは、委員会は使用を停止し、または使用承認を取り消すことができる。 (1) 使用の目的に違反したとき (2) この条例またはこれに基づく規則その他委員会の指示に従わないとき (3) 前各号のほか、委員会が必要と認めるとき	（承認の取消し等） 第12条 区長は、使用の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。 2 前項の規定は、第9条の登録の取消しに準用する。	趣旨変更なし																																																																																						
使用料等	会館の使用料は、無料とする。	青年の家の使用料は、無料とする。ただし、使用者がスリーピング・シートおよび厨房ガス設備を使用した場合には、それぞれ実費相当額のスリーピング・シート使用料および厨房ガス設備使用料（以下「シート使用料等」という。）を納付しなければならない。 2 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会が特別の事由があると認めるときは、シート使用料等を減額し、または免除することができる。	（使用料等） 第13条 施設の使用料は、無料とする。 2 野毛センターの寝室 若しくは寝室 においてシートを使用し、又は食堂・厨房においてガス設備を使用する青少年団体又は公共的団体等は、洗濯費用又はガス代を納付しなければならない。ただし、区が使用する場合は、この限りでない。	趣旨変更なし 野毛のシート代等は別途規定																																																																																						
空き時間使用	（世田谷区立池之上青少年会館空き時間利用に関する要綱）	（世田谷区青年の家空き時間利用に関する要綱）	（空き時間使用） 第14条 第8条に定めるもののほか、区長は、施設（池之上センターの学習室（交流室）、学習室（交流室）、音楽室及び和室並びに野毛センターのホール、和室、和室、交流室、会議室、会議室、食堂・厨房及び創作活動室に限る。以下この条において同じ。）の使用状況に余裕があると認めるときは、当該施設を次項に規定する団体の使用に供することができるものとする。 2 前項の団体は、構成員の総数が5人以上で、かつ、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する団体であって、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する規則（平成9年5月世田谷区規則第82号）第4条第1項に規定する利用者登録又は世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則（平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号）第4条第1項に規定する利用者登録を受けたもの（以下この条において「登録団体」という。）とする。 3 登録団体が施設の使用の承認を受けたときは、指定された期日までに別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 別表第4（第14条関係） 1 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館① <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th colspan="3">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後 零時50分まで</th> <th>午後1時から午後 5時50分まで</th> <th>午後6時から午後 9時50分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室（交流室）</td> <td>960円</td> <td>960円</td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>学習室（交流室）</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> 2 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館② <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後A</th> <th>午後B</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後 零時50分まで</th> <th>午後1時から午後 3時50分まで</th> <th>午後4時から午後 6時50分まで</th> <th>午後7時から午後 9時50分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音楽室</td> <td>1,920円</td> <td>1,440円</td> <td>1,440円</td> <td>1,440円</td> </tr> </tbody> </table> 3 世田谷区立野毛青少年交流センター① <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th colspan="3">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後4 時30分まで</th> <th>午後5時から午後9 時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>1,440円</td> <td>1,680円</td> <td>1,920円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>交流室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>食堂・厨房</td> <td>960円</td> <td>1,080円</td> <td>1,440円</td> </tr> </tbody> </table> 4 世田谷区立野毛青少年交流センター② <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th colspan="2">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>720円</td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>創作活動室</td> <td>1,440円</td> <td>1,920円</td> </tr> </tbody> </table> 4 第1項の規定による使用は、別表第4に定める使用時間の区分を単位として承認するものとし、区長は、一の登録団体につき1週間（日曜日から土曜日までとする。）において4区分まで（音楽室の使用にあつては、1区分のみ）、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで使用の承認をすることができる。 5 第10条、第11条、第12条第1項及び第13条第2項の規定は、登録団体による施設の使用について準用する。	施設名	使用時間			午前	午後	夜間	午前9時から午後 零時50分まで	午後1時から午後 5時50分まで	午後6時から午後 9時50分まで	学習室（交流室）	960円	960円	960円	学習室（交流室）	300円	300円	300円	和室	300円	300円	300円	施設名	使用時間				午前	午後A	午後B	夜間	午前9時から午後 零時50分まで	午後1時から午後 3時50分まで	午後4時から午後 6時50分まで	午後7時から午後 9時50分まで	音楽室	1,920円	1,440円	1,440円	1,440円	施設名	使用時間			午前	午後	夜間	午前9時から正午まで	午後1時から午後4 時30分まで	午後5時から午後9 時まで	ホール	1,440円	1,680円	1,920円	和室	300円	300円	300円	和室	300円	300円	300円	交流室	300円	300円	300円	食堂・厨房	960円	1,080円	1,440円	施設名	使用時間		午前	午後	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	会議室	720円	960円	会議室	300円	300円	創作活動室	1,440円	1,920円	現行規定なし。要綱の内容をそのまま準用。 野毛の寝室について、現行宿泊利用を認めているが削除。
施設名	使用時間																																																																																									
	午前	午後	夜間																																																																																							
	午前9時から午後 零時50分まで	午後1時から午後 5時50分まで	午後6時から午後 9時50分まで																																																																																							
学習室（交流室）	960円	960円	960円																																																																																							
学習室（交流室）	300円	300円	300円																																																																																							
和室	300円	300円	300円																																																																																							
施設名	使用時間																																																																																									
	午前	午後A	午後B	夜間																																																																																						
	午前9時から午後 零時50分まで	午後1時から午後 3時50分まで	午後4時から午後 6時50分まで	午後7時から午後 9時50分まで																																																																																						
音楽室	1,920円	1,440円	1,440円	1,440円																																																																																						
施設名	使用時間																																																																																									
	午前	午後	夜間																																																																																							
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4 時30分まで	午後5時から午後9 時まで																																																																																							
ホール	1,440円	1,680円	1,920円																																																																																							
和室	300円	300円	300円																																																																																							
和室	300円	300円	300円																																																																																							
交流室	300円	300円	300円																																																																																							
食堂・厨房	960円	1,080円	1,440円																																																																																							
施設名	使用時間																																																																																									
	午前	午後																																																																																								
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで																																																																																								
会議室	720円	960円																																																																																								
会議室	300円	300円																																																																																								
創作活動室	1,440円	1,920円																																																																																								
施設の変更禁止等	会館を使用する者（以下「使用者」という。）は、会館に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	（規定なし）	（施設の変更禁止等） 第15条 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に際して、当該施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。	野毛に規定なし 池之上は趣旨変更なし																																																																																						
使用権の譲渡等の禁止	学習室等の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。	（使用権の譲渡等の禁止） 第16条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	趣旨変更なし																																																																																						
原状回復の義務	使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。第8条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。	（規定なし）	（原状回復の義務） 第17条 使用者は、施設の使用を終了した場合は、第15条ただし書の承認を受けたときを除き、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。使用の承認を取り消され、又は使用を停止された場合及び第9条の登録を取り消された場合も同様とする。	野毛に規定なし 池之上は趣旨変更なし																																																																																						

構成要素	池之上青少年会館条例（該当する条文の内容）	世田谷区青年の家条例（該当する条文の内容）	世田谷区立青少年交流センター条例（案）	変更した点等
損害賠償	使用者は、会館の施設等をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の一部又は全部を免除することができる。	（規定なし）	（損害賠償） 第18条 施設を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。	野毛に規定なし 池之上は趣旨変更なし
入館の制限等	（規定なし）	（規定なし）	（入館の制限等） 第19条 区長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を禁止することができる。 ① 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 ② 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。	規定なしだが、施設設置条例としては必須なため追加
委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。	この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。	（委任） 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	趣旨変更なし